

山形県住宅用火災警報器設置促進キャンペーン

山形県消防救急課

1 趣 旨

消防法及び各市町村火災予防条例に基づき、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

県内の設置率は83.9%、条例適合率が65.9%（令和5年6月1日時点）となっており、義務化の趣旨からも、なお一層の設置促進の取組みが必要であるため、全県一丸となった設置促進キャンペーンを実施する。

2 実施期間

令和5年11月9日（木）から11月15日（水）

※ 秋季火災予防運動期間中に実施

3 実施主体

山形県、各総合支庁、各市町村、各消防本部、
山形県女性防火クラブ連絡協議会

4 取組内容（例）

- (1) 各種イベントや大型店舗前での設置促進の呼びかけ、チラシ・ポケットティッシュの配布、PRブース、相談コーナー等の設置
- (2) ラジオ等メディア媒体による広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) その他、設置促進に関する活動